第21号様式　仮登記財産差押通知書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　号 | | | 仮登記(仮登録)財産差押通知書 | | | | | | | | | | | | | |
| 年　　月　　日  住所  氏名　　殿  小野町長　氏名  下記のとおり財産を差し押えました。なお、仮登記(仮登録)に基づく本登記(本登録)がされても、地方税法第14条の17第1項の規定に該当しますので、差押の効力は失われません。おってこの差押えの処分について不服がある場合はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  (1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。  (2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  (3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税者又は特別徴収義務者 | | | | | 住(居)所 | | |  | | | | | | | | |
| 氏名 | | |  | | | | | | | | |
|  | 徴収簿番号 | 年度 | | 期別 | | 税目 | 納期限 | | 税額 | 督促手数料 | 延滞金 |  | 差押財産の名称、数量、性質及び所在 |  | | |
|  |  | |  | |  |  | | 円 | 円 | 円 |  | 差押書の発送年月日 |  | | |
|  |  | |  | |  |  | |  |  |  |  |
|  |  | |  | |  |  | |  |  |  |  | 仮登記(仮登録)年月日 |  | 仮登記(仮登録)受付番号 |  |
|  |  | |  | |  |  | |  |  |  |  |